資料１－３

平成２６年１０月７日

意　見　書

内閣府　規制改革推進室　御中

西日本クラブ協会
会長　　山本　史麿

先般公開された風俗行政研究会の報告書に対して当協会より僭越ながら意見を提出させて頂きます。

照度に対する基本的な考え方

現在、我々の営業所は３号許可取得店（１号営業店を含む、以下同じ）であり構造上５ルクスが維持できる設備を有しております。この照度基準を１０ルクス等に引き上げた場合、現在の設備では対応する事ができず、改修工事等が必要となり大きな費用支出が発生する可能性があります。またダンスホール部分に関しては演出の関係で照度を１０ルクス以上で保つことは困難です。よって我々は現在の５ルクス基準にて今後も営業を続ける事が基本的な要望事項です。

５号（低照度飲食店営業）に関して

現在の５ルクス営業を継続するのであれば５号営業店になると報告書からは読み取れます。我々は既に３号許可を取得している事から、基本的に５号営業許可を取得できる条件は整っており５号営業許可を取得する事は可能と思われます。

しかし、法が当初想定している５号営業店と我々クラブが同じカテゴリに属する事に関しては正直大きな抵抗感があります。また、クラブが５号で営業する事が可能になれば５㎡の小さな個室を多く設けて、クラブと装った秩序を乱す恐れのある営業が出現してしまう恐れがあると思われます。その場合、我々現状の３号営業にて営むクラブと新たに出現する恐れのあるいかがわしい営業とが同じ許可を取得する中で同じ扱いを受ける事は、我々は避けたいと考えています。

法的位置付けに関して

現在我々は３号の風俗営業者として同じ種類の許可を受け営業を行っております。報告書によると、クラブ営業は営業時間や照度等により「一般飲食店営業」「深夜遊興飲食店営業」「低照度飲食店営業」の３類型に分けるとされています。その中で業界団体に対して自主的な取り組みを強化すべきとの考え方も示されています。

当然、我々業界団体としては自主的な取組を強化する所存です。現在は同じ法的カテゴリで営業している者同士で、それも最初はなかなか業界が１つに集まる事も難しい中からスタートし現在ようやく多くの事業者が１つのテーブルで話し合いや活動ができる状態になりました。そして現在同じ法規制を受ける者同士が、同じ自主規制ルールで動く段階に達してきました。しかし、その中で我々が３類型に分かれる事になってしまった場合、現在の様にクラブとして多くの事業者が１つに集結する事も難しくなりますし、法的に違う規制を受ける中では統一の自主規制ルール適用は不可能です。我々としては今まで築いてきた業界の結束を維持し、業界の自主的取組を更に強化すべく為、「深夜遊興飲食店営業」に全営業者で移行したいと考えております。

深夜遊興飲食店営業の照度規制

前述の通り我々としては５ルクス基準での規制を要望致します。特にダンスホール等（遊興店となればダンス以外の営業店も含まれる）の遊興スペースは演出による照明が含まれる事により１０ルクスの維持は困難になりますので、特に遊興スペース及びその照明の影響を受けるスペースの照度に関しては、５ルクス基準を強く要望致します。

深夜遊興飲食店営業の面積基準

遊興が行われる客室の床面積は遊興の種類によって適切な面積が異なると思われる事から、現在の様に一律６６㎡規制は非現実的と思います。また、現在の３号営業においては全ての客室がダンスの用に供する部分の設置義務付けがなされ面積も全ての客室で６６㎡とされていますが、深夜遊興飲食店においては遊興を行わない客室の設置を認めていただき、その遊興を行わない客室の床面積は１６．５㎡以上（５ルクスで営業する２号営業と同等）にしていただきたく要望致します。

深夜遊興飲食店営業の立地規制

現在の３号営業者は、今の立地場所でクラブ営業が継続できると考え、現在の立地場所（店舗）に対して多額の設備投資等を行ってまいりました。また、現在の３号営業店の中でも立地制限を受ける営業所が生じた場合には、前述の通り業界全体が同一の規制を受ける事が困難になり、業界としての自主的な取組み等に大きな障害となる事は間違いありません。少なくとも現在の風俗営業可能地域の全て（現在風俗営業許可を取得しているが許可後に保護対象施設が現れ現在は出店不可能な地域となっている場合は既得権的対応も含め）で営業が可能となるよう要望致します。

５号営業定義の見直し

現在５号営業の定義には「（第１号から第３号までに掲げる営業として営むものを除く）」という規定がありますが、これを改正後は「（第２号に掲げる営業及び深夜遊興飲食店営業

として営むものを除く)」として頂きたく要望致します。これは深夜遊興飲食店営業において遊興部分の照度が不安定な中、深夜遊興飲食店営業における照度基準を下回る事により警察からの指導等を受ける事は当然としても、現在の５号営業規定がそのまま存在する事により演出の関係で一時的にでも照度が１０ルクスを下回れば風俗営業の無許可として即逮捕という事も法的には可能になります。演出等の関係で照度を安定させる事が困難な状況下において照度違反があった際に行政当局から指導を受ける事は今後の改善に繋がる事ですので当然それを受けるべきと考えますが、いきなり無許可営業罪として扱われるような事になれば業界の健全化に繋がる話ではなく、業界の衰退や、最悪の場合アンダーグラウンド化を招く恐れがあります。

業界団体に関して

現在我々は全て風俗営業者であり、その者が健全化等を目指す団体である事から法第４４条の規定に基づき国家公安委員会に届出を行っている団体です。今後、深夜遊興飲食店営業となる場合には第４４条の規定から外れる事になりますが、報告書にある「・・・営業者の自主的な取組を促すために、警察が営業者の団体の結成を促すほか、自主規制に取り組むよう積極的に指導・助言を行うべきである。・・・」に基づき改正後も何らかの団体に対する法的位置付け、更には指導や助言に関する法的根拠の整備を要望します。それにより業界団体へ加盟する事が事業者にとって活動しやすい環境を構築し、少しでも多くの事業者が業界団体へ加盟し、業界全体で健全化へ向けた取組みをする事が可能になると考えます。

諸手続に関して

報告書によると、現在の３号又は１号営業は残されておらず、我々の事業者は法改正時に何らかの諸手続が必要になると思われます。その手続時には営業を停止することなく手続を進められる様な経過措置規定の創設を要望致します。また、法改正により構造基準等が変わり一部構造変更が必要な場合等に現在の営業を停止することなく手続を進められる様な経過措置規定も合わせて要望致します。

許可制に関して

報告書によると深夜遊興飲食店営業は許可制であるとされていますが、これは欠格事由該当者を排除する等の観点からは有効と思われます（届出制の場合は営業開始までに審査が必ずしも実施されるわけで無いので虚偽届出も想定される)。

以上